

江府町 除雪機械売払い説明書

江府町が行う物品(除雪機械)の一般競争入札による売払いについては、下記のとおり実施する。

1. 売払い物品情報

項目	内容
車名	キャタピラー
車体の形状	ショベル・ローダ
初年度登録年月	昭和59年11月
車両番号	鳥00も415
型式	910
走行距離	14,000km(平成26年10月31日)
車検満了期日	平成28年11月26日

2. 売払い条件

- 買受人は自己の責任で車両の移動を行うこと。
(移動等の際の事故については、本町は一切の責任を負いません)
- 買受人は売買物品の乗用開始にあたり、自己の負担で必要な整備を行い十分に安全を確認すること。
- 買受人は、「江府町」等の文字やロゴマークは全て削除すること。
- 再度乗用する場合、上記③に係る車両の写真を後日提出すること。
- 買受人は落札決定後、指定の期日までに売買契約を締結すること。
- 契約締結後、指定期日までに売買代金を支払うこと。
- 車両の名義変更は指定期日までに買受人が行うこと。
諸手続きに関する費用は全て買受人の負担とする。
- 車両の引き渡しは現状による引渡しとなるため、引渡し後の不具合等については一切保証しません。

3. 売払い物品の公開日時及び場所

日時：令和元年6月20日(木)～21日(金)
※車両の確認を希望する場合は、事前に役場建設課へ連絡ください
場所：江府町旧米沢小学校前車庫(江府町美用530番地)

4. 入札参加申込書の提出期限及び提出先

提出期限：令和元年6月27日(木)正午まで(必着)

提出・問合せ先：〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾475番地
江府町役場 建設課 (☎0859-75-3306)

5. 欠 格 事 項

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできないものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号又は第6号に該当する者
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147条)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員もしくは構成員
- ④ ②又は③に掲げる者から委託を受けた者
- ⑤ 市町村県民税、固定資産税及び国民健康保険税等に未納の税額がある者
- ⑥ 町特別職及び一般職において当該入札にかかわる者

6. 入札手続き

この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書(別紙1)及び必要書類を、前記4の期限までに提出すること。

資格が適当と認めるときは、申込者に対して入札参加指定書を交付します。

7. 入札日時

入札は、入札参加指定書の交付があった者のみを対象として行うものとする。

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| ① | 日 時 | 令和元年7月8日(月) 午前10時から |
| ② | 場 所 | 江府町役場 2階会議室 |

8. 入 札 方 法

- ① 入札は町が指定する入札書(別紙2)に、入札金額、住所、氏名を記入、押印し封筒に入れて行います。
- ② 入札金額は、消費税相当額を含んだ額とすること。
- ③ 郵送による入札は認めません。
- ④ 代理人が入札するとき、委任状を提出すること。
- ⑤ 入札開始時間までに入札場所に参集しなかった者は、入札に加わることはできません。

9. 入札保証金について

入札保証金は不要とする。

10. 落札者の決定について

- ① 町が定める予定価格以上で最高の価格にて入札された方を落札者とする。
(予定価格は公表しない)
- ② 落札者が決定しない場合は、再々度入札まで行うものとする。
- ③ 最高の価格で入札した者が2名以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ④ 再々度入札においても落札者が決定しない場合は、予定価格に最も近い最高の価格を入札した者と随意契約の方法により契約を締結する場合もある。

11. 入札の無効

- ① 入札に参加する資格がない者がした入札
- ② 入札金額が加除訂正されている入札書、入札金額以外の記載事項に訂正の押印の無い入札書又は、入札要件若しくは入札金額の記載が明確でない入札書による入札
- ③ 入札書に入札者の住所、氏名、押印のない入札書による入札
- ④ 入札者又は代理人が同一事項に対して二つ以上の入札書を提出した場合
- ⑤ 記載した文字を容易に削除することができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- ⑥ ①～⑤に掲げるものの他、入札者があらかじめ指定した事項に違反した入札

12. 異議申立て等の禁止

入札参加者又は代理人は、買受人決定後はこの説明書及び入札説明等の内容の不明確を理由として異議申立て等はできない。

13. 契約金額

落札決定後は、入札書の「入札金額」欄に記載された価格を持って契約を締結します。

※入札価格には、消費税相当額を含んだ価格を記入してください。

14. 契約の締結

買受人は、指定期日までに契約締結及び売買代金の一括納付をすること。

15. 物件の引き渡し

入札日から売買物品の引き渡しまでの流れは以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| ① 入札(買受人の決定) | 令和元年7月8日(月) 午前10時から |
| ② 売買契約書の締結期限 | 令和元年7月22日(月)まで
※個人で申込みし落札された場合には、本籍地のある市町村が発行する身分証明書の写しを提出ください。 |
| ③ 売買代金の納付 | 令和元年7月31日(水)までに全額を一括納付
※指定の口座へ振込むか、役場出納室にて納付。 |
| ④ 譲渡証明書の交付 | 納入確認ができた日以降 |
| ⑤ 名義変更等の手続き | 令和元年9月13日(金)までに買受人が行うこと |
| ⑥ 物品の引渡し | 名義変更の完了を確認できた日以降に江府町旧米沢小学校前車庫にて引き渡します。 |

16. 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容を公表することもあります。

17. その他

町は売払い物品につき、かし担保及び危険負担の責は契約締結日以降これを負わないものとする。なお、この説明書に定めのない事項については、町の関係条例、規則に基づき処理することとする。